

編集人：ぶくぶくの会 〒564-0025 吹田市南高浜町 1-17-2A (総務)  
 TEL 06-6317-5598、FAX 06-6317-0936 Mail: so-mu@puku-2.com URL: www.puku-2.com  
 代表：馬垣安芳 編集長：上田かおり 1部 200円  
 年間購読料：個人会員 2000円 広報会員 (3部) 5000円  
 法人会員 1口 (5部) 10000円 賛助会員 (1部) 10000円  
 振替口座 00940-0-161341  
 「まねき猫通信」



もくじ

とくしゅう きょういく きょうせいしゃかい  
 特集：インクルーシブ教育から共生社会へ - 2  
 か せいしんしょう しや せいかつ とどろき ひろし  
 リレーエッセイ：「変わる精神障がい者の生活」轟 広志 - 4  
 しんぶん ひとぢぢけん ひはんせいしん いしづかなおと  
 新聞・人質事件にみる批判精神 - 石塚直人 - 5  
 ひさいちしょう しゃしえん  
 被災地障がい者支援センターふくしま - 6

題字：  
 塩澤 文男  
 (しおざわ・ふみお)



manako.

なないろ

絵：まこ なまこ

トリの眼・ムシの目・ニャンコの目

武満徹・作曲、谷川俊太郎・作詞の名曲と言え、『死んだ男の残したものは』『うたうだけ』『MIYOTA』『見えない子ども』『恋のかくれんぼ』などが思い浮かぶが、『三月のうた』には特異な印象が纏う。「わたしは花を捨てて行く／ものみな芽吹く三月に／わたしは道を捨てて行く／子等のかけだす三月に／わたしは愛だけを抱いて行く／よろこびとおそれとおまえ／おまえの笑う三月に」▲花と道を捨てて愛だけを抱き、「わたし」はどこへ行くこうとするのか？ 冬の春の汽水域とでもいうべき3月に、喜びと恐れは「おまえ」と並列で、しかも「おまえ」は笑っている。谷川の詠う「闇」を、武満がバラードで包み込んだこの楽曲の、何という哀愁、如何に諭えるべき清爽！▲2011年3月11日、すべてが揺さぶられ、誰もが絶叫したはずだ。あの日から、この国の「闇」は深まるばかりで、漆黒に彩られた風景が此処彼処に広がってしまった。震災と原発事故と米軍基地、差別と貧困と戦争の危機：課題が山積みのみま、人倫は限りなく劣化し、反知性の嵐に吹き晒される4年目の3月には、捨てるに値する花も道すら存在せず、かけ出す子等の姿さえも見あたらないのだが、「わたし」は「おまえ」を凝視し、その「嗤笑」を聞き逃しはしない。(ハギ)

# しょうがいしゃけんりじょうやくひじゅん さべつかいしょうほう 障害者権利条約批准と差別解消法

## まな そだ きょういく きょうせいしゃかい 「ともに学び、ともに育つ」教育から共生社会へ

もとないかくふしょうがいしゃせいさくいいんかい いいん べんごし おおたにきよこう  
元内閣府「障害者政策委員会」委員・弁護士 大谷恭子さん

2月14日、「インクルーシブ教育を考えるシンポジウム」(豊中市・大池小学校)が行われ、大谷恭子弁護士の講演の後、障がい当事者や教師らが体験や実践を報告し、「ともに育つ教育」について語り合いました。大谷弁護士は、元内閣府「障害者政策委員会」委員で、制度作りによく関わった方です。講演要旨を掲載します。(文責・編集部)

豊中では、障がいのある子どもにも「ともに学びともに育つ」共生教育が、全国に先駆けて実践されてきました。「地域で当たり前に」のスローガンのもと、分けることは差別だと徹底的に分け隔てしないことを学校全体、教育全体のあり方とする実践でした。

昨年批准された障害者権利条約は、基本理念としてインクルージョンを掲げ、また地域で生きることを権利として規定しました。約40年の豊中の教育は、

その先進的な取り組みです。権利条約は、障がい者を「保護の対象」から「権利の主体」へと大きな方向転換を求めています。「障がい」についても、医学モデルではなく、社会との関係で障がいがつくられていくという「社会モデル」の考え方で、社会の側に社会的障壁を取り除くことを求めています。

障がい理由とする差別とは、①区別・排除・制限その他の異なる取り扱いがなされること、②合理的配慮を提供しないことです。合理的配慮とは、区別・排除・制限その他の不利益を生む社会的障壁を、社会が調整変更して取り除くことです。たとえば、墨字の教科書は差別ではありませんが、目の不自由な人にとっては理解できないので差別となります。ですから点字の教科書や朗読を用意しなければなり

ません。そのこと自体では差別にならないことでも、結果として差別となる間接差別の問題だといった方がわかりやすいでしょうか。ルビの振っていない文書も、それ自体では差別ではありませんが、漢字が読めない人にとってはそれが社会的障壁となってしまうので、ルビを振るなどの合理的配慮をしなければ差別となります。手話言語や視覚的支援、段差の解消やスロープの設置も同様です。

インクルーシブに反する「特別支援」  
日本は長く分離教育を行ってきました。分離されても支援さえあればいいというのが特別支援学校・学級です。「合理的配慮」を要求すると、

しかし文科省はこれを逆手にとって、「システムの構築を目指す」と言いながら、制度構築途上においては、分離教育もあり得るという解釈を行うおとしいのです。条約は、個別支援についても普通学級のなかで保障することと規定しています。障がいのある子どもが個別の支援や療育を必要とする場合も、隔離ではなく、常に身近な地域の保育所や学校で完全なインクルーシブを目指すこととしています。

ところが文科省は、特別支援と合理的配慮を一緒にし、個別支援を特別支援に意識的に読み替えて、分離教育を残そうとしています。警戒が必要です。文科省の意図的読み替えは、「分けることは差別だ」とする基本理念から大きくかけ離れた解釈です。

ガイドラインが作られようとしている前夜です。現在の政治状況からすると、最低ラインを引き下げようとする力が働いているように見えます。せっかく批准した権利条約であり、ようやく成立した差別解消法ですが、ガイドラインの



大谷恭子弁護士



▲様々な立場のシンポジスト

ガイドラインが作られようとしている前夜です。現在の政治状況からすると、最低ラインを引き下げようとする力が働いているように見えます。せっかく批准した権利条約であり、ようやく成立した差別解消法ですが、ガイドラインの



### インクルーシブ 教育実践事例

## 学校文化を見直し 安心できるクラスへ

データバンク  
インクルーシブ  
定例会より

A君と共に育ちあえるクラスを作るにあたって、学校文化をリセットすることから始めました。特性の強い子や障がいのある子にとっては、学校文化そのものが壁になっていると感じてきたからです。その一つが号令の廃止です。A君は、「起立、気をつけ…」などの号令が苦手

で、集団に入れずに、授業や行事に参加できませんでした。整列や号令は、教師の気持ちがいいだけなので、授業開始の号令の代わりに、子どもたちが授業に集中できるように、わくわくできる素材を提供したり、全体の流れを示すなど授業の展開を工夫しました。体育時間

2月15日、インクルーシブ定例会が豊中市福祉会館で行われました。インクルーシブとは、すべての子どもの人権が保障される学級づくりを目指して、共生共学（インクルーシブ教育）で行われてきた教育実践を、障がいに基づく差別の解消という視点からデータ化しています。同定例会のなかで紹介された3つの実践報告のうち、青柳敏雄さん（仮名）の実践を紹介します。

青柳先生は、小学校1年生の担任としてA君と出会いました。入学当初A君は、窓を割ったり、ものを投げたり、歩いている子に暴力をふるったりという状態で、クラスでも孤立していました。青柳さんも初めての1年生の担任で、「力で押さえつけるしかなかった」そうです。ところが、青柳さんの知らないところで様々な「専門家」が話し合いを進めて、A君の入院が決まりました。面会に行くとA君は、鍵のかかった病室に閉じこめられ、薬漬けになっていたそうです。これを見て、青柳さんは心から謝罪するとともに、「帰ってきたら何としてでもA君がいっしょに暮らせるクラス環境を作る」と、決意しました。

でも子どもたちは教師からの指示が聞こえやすい位置に立ち集合して待つなど、子どもたちの秩序を創り出し、A君も参加できるようにしました。「発言の決まり」「学習の決まり」など、やたらとルール作りが進められている地域があります。これらは教師が生徒を管理し易いというメリットがあっても、子どもには意味がありません。必要なルールは、子どもたちが話し合っ作ります。

またA君は、学校生活を見通しをもつて過ごすことが難しく、急な予定変更に対応できないことがあったので、A君と話し合い、どの科目にどのように参加するかを決め、授業の場所や展開などを手書きした時間割を、手渡すようにしました。A君は、将来の自分の生活を見通して「漢字は必要だから国語は参加する」などの判断をするようになりました。

### ルールは、生徒が話し合いで決める

特注の時間割があることで、A君は、授業に対する恐怖感が薄まり、参加できるようになりました。授業に参加できるようになると、意見交換などを通じて多くの子どもと自然な関わりがもてるようになります。クラスの子どもたちは、A君にプレッシャーをかけないよう、気を遣いながらも、応援する姿勢を見せ、A君は、ある一つの活動に参加できたことで、「これができるならあれも」と参加の幅を広げていきました。

またA君は、学校生活を見通しをもつて過ごすことが難しく、急な予定変更に対応できないことがあったので、A君と話し合い、どの科目にどのように参加するかを決め、授業の場所や展開などを手書きした時間割を、手渡すようにしました。A君は、将来の自分の生活を見通して「漢字は必要だから国語は参加する」などの判断をするようになりました。

インクルーシブ教育とは、学校文化を変えることだと思いません。ルールも子どもたちが作り変えていける環境を作り出すことです。それが今、求められているのだと思います。

蓋を開けてみたらこんなものだったのか？と落胆し、苦しいを共有することになるかもしれません。

ガイドラインが、往々にして「その基準さえ守っておればいいのだ」という上限のように扱われ、基準の上をゆく実践や施策までもが、下がってしまうことが起きてしまいます。

### 先人たる豊中の実践を全国へ

豊中市の「ともに学び、ともに育つ」という共生教育は、最近言われた「インクルーシブ」を超えた実践だと思えます。能力主義を否定し、専門家教育を否定し、クラスの子も

たちみんなが、障がいをもつ生徒と関わり、支援し、ともに育っていくという共生教育が実践されてきました。インクルーシブ教育は、そこに向かう大きなステップです。今必要なことは、共生教育を当たり前の実践として広げていくために、インクルーシブ教育を権利として主張することだと思えます。

「ともに学び、ともに育つ」といって原点に立ち返って、インクルーシブ教育を権利として主張し、そこからもう一度共生教育につながる努力をして頂きたいと願っています。権利条約や差別解消法を根拠にしてインクルーシブ教育を権利として確立させたことは大きな一歩です。しかし、ここからどうやって教室と地域を共生社会にしていくのか？が課題です。

みんなが等しい仲間だと思おう関係、これは決して、「障がい者はかわいそうだから仲良くしてやろう」という延長線にはありません。関西を中心にした解放教育は、これを明確に否定したことが原点です。一人一人の内なる差別に対して厳しく見逃さない態度、その問いかけが必要だと思えます。

豊中の共生教育の実践を全国へ広げて共有していくことが、今こそ必要です。法的制度や保障がないなかで創られてきた豊中の実践は、今や法的裏付けをもちました。その先人たる自負をもって、全国にその実践を広げてもらいたいと思えます。

豊中の共生教育の実践を全国へ広げて共有していくことが、今こそ必要です。法的制度や保障がないなかで創られてきた豊中の実践は、今や法的裏付けをもちました。その先人たる自負をもって、全国にその実践を広げてもらいたいと思えます。